

情審第6号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)1月24日付け事業第219号で諮問(諮問第30号)のあった公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年8月24日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「平成30年1月10日に、小田原競輪開催執務委員長が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会から受領した、F I ジャパンカップ共催費 100,000 円の処理状況がわかる文書」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年9月7日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「当時の広告宣伝関係業務受託業者が処理を行ったため、本市には当該処理に係る公文書は存在しない。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年9月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年11月7日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年11月22日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年11月24日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和3年12月12日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年1月24日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和4年4月15日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 小田原競輪開催執務委員長（以下「執務委員長」という。）は、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者として、F I 協議会規則に基づき、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「F I 協議会」という。）へ平成25年度から毎年度10万円の分担金を支出してきた。そして、平成30年1月10日に、F I 協議会規則に基づく協賛金10万円を受領し領収書を発行している。つまり、この10万円は小田原市の財産ということである。
- (2) 処分庁の回答は、「当時の広告宣伝関係業務受託業者が処理を行った。」となっているが、当時の広告宣伝関係業務受託業者（以下「受託業者」という。）が、この10万円を処理したとするのであれば、その前に小田原市の財産である10万円が、何らかの形で受託業者へ引き継がれたことを示す書類が存在するはずであって、公文書不存在という決定は誤りである。
- (3) F I 協議会規則には「F I ジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し、1開催10万円を協賛金として支出する。」とされているだけで、その用途が限定されているものではなく、「ファンサービス等に要するため」との主張は当たらない。
- (4) 公金である10万円を引き渡したのであれば、相手に領収書を提出させるのは当然であって、「書類のやりとりがなかった。」ということはある得ない。さらに、「その受託業者がファンサービス用の品物の作成に充てていた。」ことを確認しているのであれば、受託業者が10万円をどのように処理したか、何にいくら使ったのかを承知しているということであり、その確認に至った文書等が存在するはずである。
- (5) 書類が存在しないということは、①10万円は本当に執務委員長から受託業者に引き渡されたのか、②受託業者は本当にファンサービス用の品物の作成に充てていたのか、という疑いを抱かれても仕方のない内容である。
- (6) 10万円を、執務委員長が、F I 協議会から、現金か振込か、いかなる形で受領したかは不明であるが、受領している以上、一旦はこの10万円が小田原市の管理

下にあったことは明らかである。

- (7) 小田原市の管理下にある 10 万円を受託業者が処理するためには、執務委員長から受託業者へその管理を移す根拠となる文書が存在するはずである。あり得ないことだが、何らの文書もなく管理を移したとしても、受託業者が処理した結果を示す文書、つまり、その 10 万円をどのような使途で「処理」したのかを示す文書は存在するはずである。
- (8) いずれの文書も存在しないとしたら、受託業者が処理を行ったことを証する書類は存在しないこととなり、本当に「処理」したのかが疑われることとなってしまう。
- (9) 疑念を払拭するためには、小田原市の財産が適切に処理されたことを示す文書の公開が必要である。

## 第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書、審査庁提出の諮問理由書及び令和 4 年 5 月 9 日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 請求人の指す「ジャパンカップ共催費」とは、F I ジャパンカップを開催する競輪場に対し、F I 協議会からファンサービス等に用するため、支給されるものである。
- 2 平成 30 年 1 月 10 日に F I 協議会から支給された共催費は、現金で受領後、受託業者に、そのまま引き渡し、その受託業者がファンサービス用の品物の作成等に充てていた。
- 3 その際、受託業者との書類のやりとりがなかったため、請求人の求める書類は存在していない。
- 4 以上の経過から、請求人の求める書類は存在しない。
- 5 共催費については、本市の公金として受領したわけではなく、協議会から一時預かったものと認識している。
- 6 なお、現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、執務委員長を経由せず、小田原競輪開催業務等包括委託業務を受託している業者に直接支給されるよう、手続方法を改めている。また、今後は、F I 協議会からの共催費は、小田原市の歳入とした上で、支出は予算化して、受託業者への支給は、個別の契約を結

んだ上で、執行する予定である。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、審査庁提出の諮問理由書、令和4年4月15日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、実施機関が現金を収入処理した後、実施機関が支出処理をした状況等を示す文書と考えられる。

具体的には、執務委員長が、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者として、F I 協議会規則に基づく協賛金10万円を平成30年1月10日に受領し、F I 協議会に領収書を発行した状況までが収入処理と考えられ、執務委員長が受託業者に当該10万円を支払った後、受託業者がどのように使用したのかを執務委員長に報告するまでが支出処理と考えることができ、当該支出処理に係る文書が、本件請求に係る本件文書であると判断できる。

地方自治法及び小田原市財務規則には「支出の方法」や「支出負担行為」等の手続が規定されており、同規則第61条の2には、「支出命令権者は、支出をしようとするときは、支出負担行為との適合、所属年度、債権者の氏名及び印鑑の正誤並びに支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査した上、支出命令票を作成し、会計管理者に支出命令を発しなければならない。」と規定されている。これらの規定に基づけば、本件文書は、事務処理上、作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

### 2 本件文書に係る事務処理について

実施機関は、提出した弁明書において、平成30年1月10日にF I 協議会から支給された共催費10万円については、現金で受領後、受託業者にそのまま引き渡し、その受託業者がファンサービス用の品物の作成等に充てており、その際、受託業者との書類のやりとりがなかったため、本件文書は存在しないと主張している。

なお、現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、執務委員長を経由せず、受託業者に直接支給されるよう、手続方法を改めていると主張している。

これらのことについて、当審査会で、令和4年5月9日に実施機関への聴き取り調査を実施したところ、次のとおり説明があった。

- (1) F I ジャパンカップの開催は2年に1度であり、F I 協議会からの共催費も同様に支給される。
- (2) 事務処理に関しては、本件請求に係る平成29年度は、現金で受領後、受託業者に書面のやり取りもなく、そのまま引渡した。
- (3) 令和元年度については、現金で受領したが、使用しなかったので競輪事業特別会計の事業収入とした。
- (4) 令和元年度の事務処理について、行政監察に係る部署から、現金管理に係る不適正な執行を是正するよう指摘されたことから、令和3年度については、F I 協議会から受託業者に直接支給した。
- (5) 今後は、F I 協議会からの共催費は、実施機関の歳入とした上で、支出は予算化して、受託業者への支給は、個別の契約を結んだ上で、執行する予定である。

### 3 本件文書の存否について

当審査会では、上記1で述べたとおり、本件文書は、事務処理上、本来であれば作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

しかしながら、上記2で述べたとおり、実施機関は、本件請求に係る平成29年度の事務処理については文書を作成せずに、受託業者に現金を直接引き渡す処理をしたとしている。また、令和元年度には、不適正な事務処理の是正の指摘を受けたとしている。

当審査会では、当該指摘において、過去の収支記録が残されていないと記述されていることを確認したところであり、このことは、不適正な事務処理の故に、事務処理上の文書が存在しないことを証するものと理解できる。

また、実施機関は、共催費については、本市の公金として受領したわけではなく、協議会から一時預かったものと認識をしてきたと主張しており、このような認識があったことも踏まえると、事務執行の実態及びそれを前提とした実施機関の説明に、不自然な点は認められず、他に本件文書の存在を疑うべき特別の事情も存在しないため、本件文書を存在しないものとした実施機関の判断は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会は、実施機関における不適正な事務処理について、それを指摘する機関ではないが、上記「第7 審査会の判断」でも述べたように、本件文書は、事務処理上、本来であれば作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

条例は、その目的に、「市民の知る権利」と「市の説明責任」を掲げており、その基本となるのが公文書の作成及び公文書の適正な管理である。

実施機関は、適正な財務処理をしていくとのことであるので、今後とも、法令等に従って、適正な公文書の作成及び適切な管理が図られるよう期待するものである。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年1月24日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討